

感染症及び急性胃腸炎への対応

研究プラットフォーム運用部門

研究船運用部

地球深部探査船運用部

2025/8/7

対応の基本的な考え方

- ・ 2023年5月の新型コロナの第5類移行に続き、2024年4月からは新型コロナワクチンの無料接種が終了し、行政対応上新型コロナとインフルエンザとの差異がなくなることを受け、基本的には両ウイルス感染症への対応は同等なものとする。
- ・ すなわち、感染が疑われる乗船中体調不良者の隔離は継続するが、濃厚接触者の特定やスクリーニングは原則行わない。
(※p.7の補足参照)。
- ・ 急性胃腸炎に関する対応も本文書内に記載する。

2025/8/7以降の対応（航海前）

- 乗船／訪船前の健康観察を推奨。
- 体調に不安がある場合はMarE3宛連絡※（乗船研究者の方は首席／主席経由）。
- 乗船／訪船時点で感染症に罹患している方、またはその疑いがある方は、医師から乗船／訪船に問題ないという診断を受けた上で乗船／訪船のこと。
- 隔離部屋の確保はMarE3としては推奨するが最終的には首席／主席判断による。
- （感染症に限らず）何かあった時の交代のことは事前に考えておくことを推奨（いざという場合かつ可能な場合は速やかに交代）。

※連絡先：

「ちきゅう」の場合 ：地球深部探査船運用部 掘削推進G（mare3-drlg@jamstec.go.jp）

「ちきゅう」以外の場合：研究船運用部 船舶運用G（mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp）

2025/8/7以降の対応（航海中）

- 感染が疑われる乗船中体調不良者は隔離し、抗原検査キットで感染症を特定。
- 新型コロナ and/or インフル陽性の場合でも、原則、接触者の特定やスクリーニングは行わないが、周囲の人のマスクの着用や周囲のものの消毒は実施。
- インフルエンザの場合は治療薬を使用。
- 被隔離者の隔離期間は、新型コロナ及びインフルエンザ、ノロウイルス感染症それぞれに対して各々p.10-11, 13記載の通りとする。
- 新型コロナ及びインフルエンザ陽性者は、発症日（無症状陽性の場合は検体採取日）を0日として10日目まではマスク着用等感染対策を嚴重にして、さらなる感染拡大／重症者発生を防止する（p.10-11参照）。
- 当該陽性者の周囲の方は、当該陽性者発症日（無症状陽性の場合は検体採取日）を0日として7日目まではマスク着用のこと。但し、甲板上や機関部等での作業時は熱中症防止の観点から、マスクの着用については適宜適切に調整すること（p.12参照）。

2025/8/7以降の対応（急性胃腸炎の場合）

- ・ 症状から急性胃腸炎が疑われる体調不良乗船者は隔離する。
- ・ その後抗原検査を実施しノロウイルス感染症か特定を試みるが、陰性であっても偽陰性の可能性も考慮。
- ・ 出来る限りトイレは別とし、消毒を徹底。
- ・ 調理従事者を除く者は、嘔吐と下痢の症状が治まって72時間以上経過後、職場復帰可。
- ・ 但しノロウイルスの場合は、調理従事者は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控える。

2025/8/7以降の対応（航海継続判断等）

- ・ 船上で感染症が蔓延した場合は、寄(帰)港前の状況を見て、次航海のために必要とMarE3担当運用部が判断した場合は、寄（帰）港時に追加の検査を指示。
- ・ 航海の継続可否に関しては、本船／運航委託会社／首（主）席／MarE3担当運用部で相談。
- ・ 次航海に影響がある可能性のある場合は速やかに関係者に連絡。

※補足：スクリーニングを行う場合

- 本船や運航委託会社の要望があった場合も含め「MarE3担当運用部が必要と判断した場合」にスクリーニングを行う。
- 具体的には、以下のようなケースを想定。
 - 船内で感染が広がる兆候（複数の体調不良者が発生等）がで始めた場合に、それ以上の蔓延を極力回避するため
 - 船内で感染がある程度広がった場合にスクリーニングを行い、陽性者の交代等によって次航海への影響を極力減らすようなケース
- 実施する場合は、体調不良者や陽性者の接触者（発症／陽性判明日の2日前以降マスク無し、1m以内、15分以上の接触を目安とする）を対象に0日目＋3日目で実施することを想定。

検査キットの搭載数他

船舶で搭載する検査キットの数について：

- ・ 新型コロナ検査用抗原検査キット：各船定員の3割（外航の場合は少し多めにすることもあり得る）
- ・ インフルエンザ検査キット：各船定員の1割
- ・ インフルエンザとコロナの検査キット(コンビネーションタイプ)：各船定員の1割
- ・ ノロウイルス検査キット：各船定員の1割

感染拡大、感染予防に必要なマスクは各自で持参のこと。

備考：

※ 初めにインフルエンザとコロナの検査キットコンビネーションタイプを使用致します。

※ 外航・内航問わず停泊中等の医療機関での受診が可能な場合には陸上医療機関での検査・治療を最優先とする。

※ なお、今後新たな感染症が発生した場合等状況の変化に応じて、別途検査キットの種類と数は変更する可能性があります。

Q&A-1

Q1：p.3の「体調に不安」とは、具体的にはどのような症状でしょうか？

A1：感染症を警戒しています。「感冒様症状/急性胃腸炎症状」です。

*胃腸炎の症状：多彩な病原体を一括りにしているわけですから症状は多彩ですが、代表的な症状は発熱・下痢・吐き気・嘔吐・腹痛です。それぞれの症状の特徴は次の通り。

発熱：ウイルス性胃腸炎の場合は37度台であることが多いですが、カンピロバクター性腸炎などの細菌性腸炎、ノロウイルスなどは38度にまで達することがあります。

下痢：通常のウイルス性腸炎は、「滝のような水様便」が多く、あまりに回数が多いため「トイレにこもりっぱなし」になることもしばしばです。細菌性腸炎や吐き気・嘔吐：通常は食べたものか胃液だけのことが多いです。油分が多いものを食べると増強します。

腹痛：全体的に波がある腹痛が特徴的。逆に持続し徐々に強くなる腹痛は胃腸炎でない可能性があります。

通常の経過としては「吐き気 発熱や腹痛 下痢」になってくることが多いですが、一部の腸炎では最初急に発熱が来てから、嘔吐・下痢になることもあります。

参考

<https://soujinkai.or.jp/himawariNaiHifu/gastroenteritis/#%E8%83%83%E8%85%B8%E7%82%8E%E3%81%AE%E7%97%87%E7%8A%B6%E3%81%AF%EF%BC%9F>



Q&A-2

Q2：p.4「被隔離者の隔離期間」とは？またマスク着用期間の根拠は？（コロナの場合）

A2：新型コロナの場合の被隔離者の隔離期間は以下の「外出を控えることが推奨される期間」と同じとする。またマスク着用期間の根拠は下記（２）の通り。

但し、医師の指示がある場合にはその指示に従うこと。



（出典： <https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html> ）。

インフルと
異なる
ことに注意

（１）外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を０日目（※１）として５日間は外出を控えること（※２）、かつ、５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して２４時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※１）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。

（※２）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

（２）周りの方への配慮

（発症から）１０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

Q&A-3

Q3：p.4「被隔離者の隔離期間」とは？またマスク着用期間の根拠は？
（インフルの場合）

A3：インフルの場合は下図の「出席停止」期間及びマスク着用推奨期間の通り
（出典： https://www.jrc.sophia.ac.jp/uploads/2023/05/influenza_shusekiteishi_hayamihyo.pdf）



【インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザを除く）】感染症出席停止期間基準早見表

	発症日	発症後									
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
	マスク着用推奨期間										
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目							
	出席停止						登校可能				
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目						
	出席停止						登校可能				
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目					
	出席停止						登校可能				
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
	出席停止						登校可能				
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出席停止						登校可能				

登校基準

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日経過し、かつ解熱し症状が軽快した後2日経過するまで出席停止とする。
※症状が軽快：「解熱剤を服用せずに解熱し、平熱まで下がった状態かつ、呼吸器症状が改善傾向にある」ことです。
※発熱：1日のうちで少なくとも1回の発熱があれば、発熱日として起算します。

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

Q&A-4

Q4 : p.4 「（陽性者の） 周囲の人のマスクの着用」はどのくらいの期間義務付けますか？

A4 : 下記記載から少し安全をみて7日間を想定しています。下記ご参照。

[新型コロナ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html> Q.1より

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少しますが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれています。

[インフルエンザ] https://kantoh.johas.go.jp/column/20210416_6.html

インフルエンザは症状が軽快傾向であっても、発症1日前～発症後5日目くらいまで、周囲の方に感染させてしまうことがありますので、この期間は特に御注意下さい。



参考資料（p.5の「72時間」根拠）

ノロウイルスの場合

- ・ 法的に職場復帰までの明確な日数等は定められていない。
 - ・ 調理従事者を除く者は、嘔吐と下痢の症状が収まって72時間以上経過後、職場復帰することが望ましい（2020年11月産業医談）。
 - ・ 調理従事者がノロウイルスの病原体保有者（症状ありなし両方）であることが判明した場合は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な措置をとることが望ましい（*）。
 - 調理従事者は検便検査で「問題無し」という結果が出るまでは、調理をさせないほうが良いとされています。
- 2020年に「みらい」で食中毒が発生し、保健所の立ち入りがあった際はPCR検査が指示されました。産業医からは司厨部員についてはPCR検査で陰性になるまで、調理作業はしない方がよいと指示されました。

（*） 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省、最終改正 平成29年6月16日付）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000168026.pdf>

「ノロウイルスの検査に当たっては、遺伝子型によらず、概ね便1g当たり10の5乗オーダーのノロウイルスを検出できる検査法を用いることが望ましい」とされている。

PCR検査でなくても少なくとも以下の抗原検査法（BLEIA法）はこれを満たすものとされています。

<https://www.kenko-kenbi.or.jp/service/pathogen/bleia/>

